

これまでのいじめ防止対策協議会におけるヒアリングのポイント

1. 第2回会議

村山 裕（弁護士：令和3年度いじめ防止対策協議会委員）

「いじめ重大事態調査の課題とその実態」

いじめの重大事態調査の課題とその実態についての御説明があり、特に以下の観点について、言及があった。

- いじめの重大事態調査を実施する調査組織について、調査目的、事案の特性、事案を取り巻く状況などに応じて、適切に構成していくことが重要。
- 基本方針やガイドラインにおいて、いじめの重大事態調査のより詳細な指針を示していく必要があるのではないか。
(例) より詳細な記載が求められると考えられる事項
 - いじめの重大事態調査に関する被害児童生徒側への説明時期、その都度の説明時期で求められる説明内容等。（経過報告の時期・内容を含む。）
 - 調査の目的・目標の関係において、いじめと重大事態との間にある因果関係について、どこまでの特定が求められるのか。（調査対象関係での個人的背景要因・家庭的背景要因等に関する調査との整序を含む。）

2. 第3回会議

森田 志歩（NPO法人プロテクトチルドレンえいえん乃えがお代表）

「いじめ問題に関する実態」

ご自身が所属しているNPO法人の活動や、当法人が全国の教育委員会等を対象にしたアンケートの調査結果を踏まえ、いじめ問題に関する実態について御説明があり、特に以下の観点について、言及があった。

- 児童生徒・保護者に対する「学校いじめ防止基本方針」の周知により、法や基本方針への理解を促し、実際にいじめが発生した際に、保護者・学校等の関係が拗れることなく、被害児童生徒の支援に重点を置いて、対応していける体制が重要。
- いじめの重大事態調査の再調査を実施するとされている首長部局、及び職能団体等からの推薦により、委嘱される調査委員について、本来業務と離れた業務への従事のため、必ずしも「いじめ」に関する専門知識等があるとは限らない。このため、首長部局・職能団体等において、日頃から研修を実施し、体制を整えていく必要がある。
- 学校や教育委員会等において、いじめ防止対策推進法等に基づいて適切に対応していくために、財源や人員の確保を含め学校現場等の体制をより一層充実していく必要がある。